

平成28年度 第6回臨時総会 議事録

開催日時	平成29年3月6日（月） 午後2時30分～午後3時43分				
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階 会議室				
出席委員	楠瀬 裕久 田内 正博 大野 哲 宮田 義久 門田 博文 今村 幸一 上田 博	長野 巡 高木 妙 久保田彦昭 和田 善次 中山 忠明 矢野 強 久保壽美男	西野 幸一 成岡 三男 山崎 茂盛 川村 隆一 松田 環 島田 研一 吉川 祐二	高橋 政継 鍋島 義信 澤本 和男 竹内 義昭 前田貴美雄 雨森 廣志	加藤 孝幸 平田 文彦 福永 琢巳 田鍋 剛 宇賀 巖 川澤 一博 以上 33 名
欠席委員	西本 統洋	森本 常喜	横山 桂一	氏原 嗣志	以上 4 名
市長部局	<農林水産課> 尾谷課長 高橋係長 河原主査補 林主事 以上 4 名				
事務局	岩崎次長 廣末主事	榮枝管理主幹	堀内係長	長澤主任	嶋崎主査 以上 6 名
議 題	議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更について 議案第2号 高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員（案）について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について				

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。(午後 2 時 30 分～)
議事録署名委員	議長が、高橋政継委員、上田博委員を指名する。
議 事 議 長	それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により、議事を進めてまいります。 それでは議事に移ります。 議案第 1 号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域整備計画の策定または変更の場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 におきまして、農業委員会の意見を聞くものと定められております。 農林水産課より説明願います。
尾谷課長	現在、新たな農業委員の募集の受付を行っており、農業委員会事務局と連携してやっております。皆様におかれましては、さまざまな調整等を行っていただきまして、この場をお借りしまして報告させていただきます。 着席して説明させていただきます。 — 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 通常変更 整理番号 1 について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号 1 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号 1 につきましては、変更はやむを

議 長	得ないものと回答することといたします。 次に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 通常変更 整理番号 2 について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号 2 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号 2 につきましては、変更はやむを得ないものと回答することといたします。 次に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 通常変更 整理番号 3 について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号 3 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。

委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号 3 につきましては、変更はやむを得ないものと回答することといたします。 次に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 通常変更 整理番号 4 について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号 4 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号 4 につきましては、変更はやむを得ないものと回答することといたします。 次に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 通常変更 整理番号 5 について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —

議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号５につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号５につきましては、変更はやむを得ないものと回答することといたします。 次に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 通常変更 整理番号８について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号８につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号８につきましては、変更はやむを得ないものと回答することといたします。 次に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 通常変更 整理番号９について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号9につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号9につきましては、変更はやむを得ないものと回答することといたします。 次に編入案件に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 編入案件 整理番号1～5について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。編入案件の整理番号1～5につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、編入案件の整理番号1～5につきましては、変更はやむを得ないものと回答することといたします。 次に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 全体見直しについて 説明 —

議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、この件につきましては、ご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、このような形で全体見直しをしていこうと思います。 以上で、議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更については終わります。 — 農林水産課 退席 —
議 長	次に移ります。 議案第2号 高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員（案）について、事務局より説明願います。
堀内係長	議案第2号 高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員（案）について、事務局からご説明いたします。 2月27日（月）から、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集が始まりました。 募集期間が3月27日（月）で終了したのちに、推薦・応募のあった候補者については、それぞれの選考委員会で選考し、その結果を市長又は農業委員会に報告することとされています。 農業委員につきましては、市長選任であるため、高知市農林水産部で選考委員会を設置することとなりますが、推進委員につきましては農業委員会の委嘱であるため、2月17日開催の第5回臨時総会で承認いただきました設置規程

堀内係長	に基づき、農業委員会で選考委員会を設置することとなります。 選考委員会の委員につきましては、議案書の下段に記載してありますとおり、設置規程第3条において、選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 なお、第3号の規定による委員は、会長が指名した者を総会の決議を経て定める。(1) 農業委員会の会長、(2) 農業委員会の会長の職務を代理する委員、(3) 農業委員会の委員8人以内と定められております。 門田会長からは、現在、農地利用最適化推進委員検討委員会の委員になっていただいている長野委員、横山委員、高橋委員、成岡委員、鍋島委員、中山委員、今村委員、久保委員の8名をご指名いただいております。 従いまして、門田会長、大野会長職務代理者のほかに、先ほどの会長の指名委員8名を加えて、議案書記載の10名を今回の選考委員会委員の案とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。

長澤主任 議 長 委 員	農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が農業を営む場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。税務署への申告の際、提出を求められるのが適格者証明書です。今回は3件の適格者証明願が提出されました。 まず、案件①について、ご説明いたします。議案書1ページから2ページをご覧ください。本案件は、相続人の母親が平成28年2月に亡くなられたことにより、朝倉の計8筆、1,170.97㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。これにつきましては以前、相続人の父親が亡くなられ、今回の8筆を含む計11筆の土地を相続した際、地元の農業委員さんと現地調査を行ったうえで適格者証明書を発行しております。今回は同じ筆の、母親の持ち分についての相続であり、平成28年8月に行った前回の調査以降、申請のあった11月時点では農地の状況に格段の変化がないと判断し、現地調査は省略させていただいております。 続きまして、案件②について、ご説明いたします。議案書3ページから4ページをご覧ください。本案件は、被相続人が平成28年2月に亡くなられたことにより、潮江の計1筆、562.80㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。 続きまして、案件③について、ご説明いたします。議案書5ページから6ページをご覧ください。本案件は、被相続人が平成28年4月に亡くなられたことにより、介良の計5筆、3,231.00㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。 以上3件です。これらの案件のうち案件②から③につきましては、地元の農業委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認したうえで、案件①から③の3件とも、申請人に適格者証明書を交付しておりますので、追認をお願いいたします。説明は以上です。 説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。 — 意見なし —
-----------------------------------	---

議 長	ないようですので、本件は、議案どおり追認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり追認することといたします。 続きまして、報告事項に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画の認定について、高橋農政部会長より報告いたします。
高橋農政部会長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、事務局より、「今後のスケジュールについて」報告願います。
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、以上で第6回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶をして閉会を宣す。(午後3時43分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する

平成 29 年 4 月 25 日

議 長

門 田 博 文

議事録署名委員

高 橋 政 継

議事録署名委員

上 田 博

議事録作成者

廣 末 翔 太